道路運送法第9条の3第3項及び同法施行規則第10条の5第2項に 掲げる協議が調っていることの証明書

令和〇年〇月〇日の中部地域タクシー運賃協議会において、下記事項に関し、協 議が調ったことを証明する。

記

- 1. 協議が調っている事業の名称または概要
 - ○○市地域公共交通確保事業「お出かけ はこぶちゃんタクシー」

※特定の事業名称を付けていない場合は概要を簡単に記入ください

- 2. 協議が調っている営業区域または発着地
 - ○○県○○市○○地区 別紙地図のとおり ※記載例につき地図はありません

3. 協議が調っている運賃を実施する一般乗用旅客自動車運送事業者

株式会社 〇〇タクシー

- ○○県○○市○○町○○
- 4. 協議が調っている運賃(料金)の種類、額及び適用方法 (運賃)
 - 一般 500円、高齢者(65歳以上) 450円

(適用方法)

1乗車あたりの定額とし、運行する事業者の設定する割引、割増及び料金は適 用しない。

5. 適用する期間その他の条件を付す場合には、その条件

(期間)

令和○年○月○日~令和○年○月○日

(条件)

- ・旅客の対象は市内に住民票を有し、義務教育を修了した者とする。
- 利用には事前の登録を要する。
- ・利用の際は乗車予定日前日の18:00までに予約することとし、利用時間は 9:00から18:00までとする。
- 1名1日あたりの利用上限は2回とする。

令和〇年〇月〇日

中部地域タクシー運賃協議会